

令和6年度

市内事業者の新たなチャレンジを応援します!!

# 宗像市がんばる中小企業者応援補助金 公募のご案内



申請要領・様式はコチラ

新たな生活様式に対応して、デジタル化をすすめたい

新たな販路開拓のため、展示会に出展したい

物価高騰で厳しい経営環境を乗りきるために、EC取引に乗り出したい

事業転換を考えているけど予算が足りない・・・

システム導入で生産性をあげて、業務効率化を図りたい



## がんばる中小企業者応援補助金とは？

市内商工業者の活性化を図り、宗像市の稼ぐ力を強化するため、市内事業者が行う販路開拓・生産性向上に繋がる新たなデジタル技術導入や新たな事業活動、展示会等への出展に係る経費の一部を補助します。

## 対象となる事業



生産性向上・販路拡大のため  
**新たな  
デジタル技術の導入**

新たなデジタル技術を導入することで、業務効率化、人的コスト削減、生産量の増大など、生産性向上に取り組む事業。



**新たな  
事業活動**

新たな商品開発・商品提供方式の導入などに取り組む事業。



販路開拓のため  
**展示会等への  
出展**

販路開拓のため、展示会・見本市・オンライン展示会等に出展する事業（連携出展も含む）

## 申請期間

令和6年6月3日（月）～令和6年12月27日（金）

※受付は先着順で、予算上限に到達次第終了します。  
※申請受付後、審査を行います。審査の結果、不採択の場合は補助金は交付できません。

※当日消印有効

## 補助額

新たなデジタル技術の導入

新たな事業活動

展示会等への出展に係る事業

補助率1/2

※福岡県承認の経営革新計画に従って行われる事業又は市内事業者へ発注した補助対象経費は補助率2/3

補助上限額  
**50万円**

補助上限額  
**30万円**

## 問い合わせ・申請先

宗像市 産業政策課 商工観光係

〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号（北館2階）

TEL 0940-36-0037

Email sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp

※補助金は、事業完了後にお支払いします。

詳しくは裏面へ

本チラシは、補助金の案内チラシです。詳細の要件は交付要綱、募集要項を必ずご確認ください。

# 令和6年度宗像市がんばる中小企業者応援補助金概要

※以下、記載事項は概要になります。申請にあたっては、交付要綱及び募集要項を必ずご確認ください。

## 補助対象者

中小企業者又は特定非営利活動法人であって、以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 宗像市内に事業所又は主たる店舗を有すること
- (2) 個人事業者については、市内居住者であること
- (3) 事業を開始した日以後、1年を経過していること
- (4) 市税等に滞納がないこと

※一部、政治団体、宗教法人、暴力団等と関連する者、風営法第2条第5項、13項に該当する者など、補助対象外となる場合があります。

### ▼中小企業者

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

## 補助対象事業（例）

※以下は、補助事業の一例となります。

### (1) 販路開拓や生産性向上につながる新たなデジタル技術導入事業

- テイクアウト注文システム、オンライン予約システム、テレワークの導入
  - マーケティング支援ツールを導入した営業の高度化
  - ECサイト構築による店頭販売からネット販売事業への転換
- ※自社HPの構築やセキュリティ対策ソフトの導入などは該当しません。

### (2) 「新事業活動」に該当する事業

- 喫茶店を経営 ⇒ 新たにテイクアウト事業を開始
- 運送業 ⇒ 食料品の宅配サービスを開始
- 菓子製造 ⇒ 菓子製造過程で生成される成分を活用し化粧品の製造を開始

### (3) 展示会等への出展に係る事業

- 宗像市外で開催される展示会・見本市等に出展（販売目的の展示会等は対象外）
- 複数の事業者が連携して展示会等に出展する事業
- オンライン展示会に出展

### 補助率1/2

※福岡県承認の経営革新計画に従って行われる事業又は市内事業者へ発注した補助対象経費は補助率2/3

上限額  
50万円

上限額  
30万円

## 補助対象経費

※交付決定後～事業完了までに発生した経費のみが対象となります。

経費項目	補助上限額	具体例
広報費	10万円	広告印刷費、広告掲載費 など
工事請負費	—	看板設置、店舗改装 など
委託料	30万円	マーケティング調査、F/S調査、システム構築委託、試作品製造委託、広告デザイン委託 など
備品購入費	—	機械設備導入費 など ※汎用性が高いものや消耗品など、補助対象外となるものもあります。
ソフトウェア等利用料	20万円	特定業務用ソフトウェア、情報システム等に係る利用料 など
展示会等出展費	30万円	出展料（小間料）、会場設営費、備品費（購入・借用）、搬送費（燃料費は対象外）、通訳・翻訳費、オンライン展示会等出展料 など

## 申請にあたっての留意事項

- 補助対象経費は、当該事業に直接必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみが対象となります。  
※（3）展示会等への出展に係る事業については、補助対象期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）中に開催される展示会等の経費であれば、令和6年4月1日以前に支払ったものも対象とします。
- 補助対象期間に新たに取り組んだ事業が対象となります。以下のようなケースは対象となりません。  
(例) 対象：新たにテレワークを導入するためのソフトウェアの利用料  
対象外：既にテレワークを開始しており、システム「拡充」、「変更」するためのソフトウェアの利用料
- 他の補助金で交付決定を受けた、または受ける予定の経費は補助対象外です。
- 市内事業者の取組事例として、事業内容を公表させていただくことがあります。ご協力ください。

